2007年1月25日(平成19年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横山弘美

生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について (答申)

2006年12月26日付けで諮問(第236号)された生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理についてについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を 省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略することの合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 生活保護については、生活保護法(以下「法」という。)に基づき、生活

に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに自立を助長するものである。保護の内容は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されており、各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障している。厚生労働省の社会福祉行政業務報告によれば、生活保護を受けている世帯の数(被保護世帯数)は、昭和55年度の746、997世帯から平成4年度には585、972世帯にまで減少していたが、その後増加に転じ、平成16年度は998、887世帯と昭和55年度の約1.3倍に増加している。

被保護世帯を世帯類型別に見ると、障害者世帯・傷病者世帯、母子世帯、その他の世帯は1980年頃から1990年代半ばまでは減少傾向にあったが、バブル崩壊による経済の悪化によって増加に転じている。被保護世帯の中で、高齢者世帯は飛躍的に増加しており、昭和55年度は全体の30.2%であったが、平成16年度には46.6%とほぼ半数を占めるようになっている。本市における状況についても被保護世帯は増加傾向にあり、適正かつ効率的なな業務執行に努めているところである。

このような中、生活保護業務について、迅速かつ的確にサービス提供する必要から、コンピュータによるシステム構築は不可欠であり、平成7年7月に福祉健康部における各種業務処理のコンピュータ利用について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をし、コンピュータ利用を認めるとの答申を受け、平成7年から平成10年にかけて保健福祉総合システムの一部として構築し現在に至っている。

イ 本市は、平成19年10月から「ごみ処理有料化」を実施することになっているが、受給制度変更に伴う緩和措置として、法の規定による扶助を受けている者の世帯、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当を受けている者の世帯、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当を受けている者の世帯を対象として、ごみ処理有料化の免除を実施する予定である。

具体的な方法としては、環境事業センターから免除対象世帯に指定収集袋の引換券を送付し、対象者が市民センター、公民館、環境部の各施設において、引換券により指定収集袋を受け取る方法を検討しており、環境事業センターから生活福祉課で管理している法の規定による扶助を受けている者の世帯の情報を目的外利用したいと依頼があった。

生活福祉課で管理しているこれらの情報を目的外利用させることについて、本人等の同意を得ていないため、条例第12条第4項及び第5項の規定に基づき藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に利用させる必要性について

保健福祉総合システムで保有し、生活福祉課で管理している法の規定による 扶助を受けている者の世帯の情報を目的外利用させることにより、「ごみ処理 有料化」の緩和措置の対象者となる世帯に対し、漏れなく免除の案内を適切か つ効率的に実施できることから、保健福祉総合システムにより目的外に個人情 報を利用させる必要があると考える。

(3) 目的外に利用させる個人情報の内容について

環境事業センターでは、平成19年度については、7月1日現在の生活保護 受給世帯に指定収集袋の引換券の発送を行う予定である。そこで、この発送に 必要な生活保護受給者の、

ア氏名

イ 世帯主

ウ 住所又は居所

について,環境事業センターに対し,保健福祉総合システムのデータを目的外 に利用させるものである。

また、平成20年度以降については、指定収集袋の引換券の発送を3、7、11月の年3回、全受給者に対し実施する予定で、これに合わせて上記事項について、保健福祉総合システムの3月1日、7月1日、11月1日現在のデータを目的外に利用させるものである。

なお、平成19年度の7月以降と平成20年度以降の年3回の定期引換の間に新たに生活保護を受給した世帯に対し、引換券の発送を毎月実施する予定であることから、新規認定された者に係る上記事項について保健福祉総合システムの毎月1日現在のデータを目的外に利用させるものである。

長期入院患者・施設入所者については、指定収集袋の配布が不要のため目的 外利用はさせないが、退院、退所した場合については新規認定と同様の扱いと するものである。

ただし、ドメスティックバイオレンス等により引換券を発送することで本人 の生命、身体に影響を及ぼす恐れがあると思われる場合には、目的外利用はさ せないものとする。

(4) 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

事務の目的が、ごみ処理有料化の実施にともない、制度変更に伴う緩和措置をすることにより、対象世帯の経済的負担を軽減させることであり、また、保護の実施と同視することができること、環境事業センターの指定収集袋の引換券の発送時にあわせて、環境事業センターから目的外に利用することについての事後の本人通知を同封することとし、あらかじめの本人に対する通知については省略するものである。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

緩和措置対象者の抽出について、生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養 手当の受給者は延べ4600世帯と多く、さらにそれぞれの手当を重複して 受給している場合があるため、迅速かつ正確に処理するためにはコンピュー タによる処理が必要と考える。

また、今回の緩和措置対象者のうち、例えば長期入院患者や施設入所者など、対象外となるデータの引き抜きについても、コンピュータ処理によって 迅速かつ正確に行うことが可能となる。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目 生活保護受給世帯の、

- (ア) 住所または居所
- (イ) 対象者氏名
- (ウ) 受給区分(生保,児扶,特児の別)
- ウ 処理サイクル

平成19年度については、7月1日現在の生活保護受給世帯の受給者氏名、 住所または居所及び受給区分について、重複受給分については名寄せを行い、 紙ベースのリストを環境事業センターに提供する。

また、平成20年度以降については、指定収集袋の引換券の発送を3,7,11月の年3回、全受給者に対し実施する予定で、これに合わせて上記リストを提供する。

なお、平成19年度の7月以降と平成20年度以降、年3回の定期引換の間に新たに生活保護の認定を受けた者(新規認定者)に対しては、引換券の発送を毎月実施する予定であることから、新規認定分リストを毎月提供する。

エ 出力物

- (ア) 対象者リスト(住所または居所,対象者氏名,受給区分)
- (イ) 宛名ラベル (郵便番号,住所または居所,世帯主氏名)
- (6) 安全対策及び日常的な処理体制

保健福祉総合システムについては、非公開系ネットワークとして構築するため、外部との接続を行わない。そのため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。

また、今回のコンピュータ処理については、個別の受給データについてはコンピュータ内に記録は行わず、また、新たなファイルを作成するものではない。 対象者リストを出力後は処理に用いたデータはすべて消去される。このため、 結合処理にはあたらない。

なお、処理においてはIT推進課における処理を前提とし、保健福祉総合シ

ステムの生活保護台帳ファイル,児童扶養手当台帳ファイル,特別児童扶養手 当台帳ファイルから必要情報を抽出し,業務処理に必要な出力を行うものであ る。

- (7) 実施時期について2007年7月1日予定。
- (8) 提出資料

ア 保健福祉総合システム概略図

イ コンピューター処理イメージ

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由に理由により、以下(1)から(3)までの判断をする ものである。

(1) 目的外に利用させる必要性について

保健福祉総合システムで保有し、生活福祉課で管理している法の規定による 扶助を受けている者の世帯の情報を目的外利用させることにより、「ごみ処理 有料化」の緩和措置の対象者となる世帯に対し、漏れなく免除の案内を適切か つ効率的に実施できる。

以上のことから判断すると、目的外に利用させる必要性があると認められる。 ただし、新規認定者に対してはあらかじめ同意が取れないか再度検討すること と及び出力されたリストの管理を徹底させることを条件とするものである。

(2) 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

事務の目的が、ごみ処理有料化の実施にともない、制度変更に伴う緩和措置をすることにより、対象世帯の経済的負担を軽減させることであり、また、保護の実施と同視することができる。さらに、実施機関では、環境事業センターの指定収集袋の引換券の発送時にあわせて、環境事業センターから目的外に利用することについての事後の本人通知を同封することとしている。

以上のことから判断すると、目的外に利用させることに伴う本人通知を省略 する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

緩和措置対象者の抽出について、生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養 手当の受給者は延べ4600世帯と多く、さらにそれぞれの手当を重複して 受給している場合があるため、迅速かつ正確に処理するためにはコンピュー タによる処理が必要である。

また、今回の緩和措置対象者のうち、例えば長期入院患者や施設入所者な

ど、対象外となるデータの引き抜きについても、コンピュータ処理によって 迅速かつ正確に行うことが可能となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性があると認められる。

イ 安全対策について

保健福祉総合システムについては、非公開系ネットワークとして構築する ため、外部との接続を行わない。そのため、外部からのアクセスを許可せず、 個人情報の漏洩について防止している。

また、今回のコンピュータ処理については、個別の受給データについては コンピュータ内に記録は行わず、また、新たなファイルを作成するものでは ない。対象者リストを出力後は処理に用いたデータはすべて消去される。こ のため、結合処理にはあたらない。

なお、処理においてはIT推進課における処理を前提とし、保健福祉総合システムの生活保護台帳ファイル、児童扶養手当台帳ファイル、特別児童扶養手当台帳ファイルから必要情報を抽出し、業務処理に必要な出力を行うものである。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上